

県南広域振興局長告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北上川東部土地改良区（奥州市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年7月5日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 就任

監事

佐 藤 伸 西磐井郡平泉町長島字佐野35番地

佐 藤 敏 一 奥州市前沢区生母字長根110番地

千 葉 睦 夫 " " " 字町30番地

2 退任

監事

千 葉 一 夫 西磐井郡平泉町長島字境田59番地

菊 地 榮 作 奥州市前沢区生母字新田5番地10

千 葉 睦 夫 " " " 字町30番地